

2022年4月22日

## 各 位

会社名 株式会社セレスボ<sup>®</sup>

代表者名 代表取締役社長 田代 剛

(コード：9625、東証スタンダード)

問合せ先 常務取締役コーポレート本部長 堀貫 貴司  
(TEL : 03-5974-1111)

## 定款一部変更のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款一部変更の議案を、2022年6月21日開催予定の定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

変更の理由は以下のとおりです。

##### 1) 株主総会資料の電子提供制度導入

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会参考書類等の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものです。

- ① 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを変更し、電子提供措置等の規定(変更案第16条)とするものです。
- ② 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定めるものであり、変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものです。
- ③ 上記の変更に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものです。

##### 2) 補欠監査役の選任

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設し、補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。

##### 3) 記載事項の明確化

記載事項の明確化をはかるため、一部字句の追加および修正を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです(下線を付した部分は変更箇所を示します)。

現行定款	変更案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① イベント、プロモーション、スポーツ大会、式典、レクリエーションの広告代理業務、企画、会場設営、運営および進行</li> <li>② 前号で使用する会場設営用室内外装飾品、什器備品の製造、販売および貸出</li> <li>③ ①において提供する物品の企画、開発、製造、販売および貸出</li> <li>④ 土木ならびに建築の設計監理および施工</li> <li>⑤ 警備業</li> <li>⑥ 前各号に附帯する一切の業務</li> </ul>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① イベント、プロモーション、スポーツ大会、式典、レクリエーションの広告代理業務、企画、会場設営、運営および進行</li> <li>② 前号で使用する会場設営用室内外装飾品、什器備品の製造、販売および貸出</li> <li>③ 第1号において提供する物品の企画、開発、製造、販売および貸出</li> <li>④ 土木ならびに建築の設計監理および施工</li> <li>⑤ 警備業</li> <li>⑥ 前各号に附帯する一切の業務</li> </ul>
<p>(基準日)</p> <p>第11条 当会社は、<u>毎年3月31日の最終の株主名簿</u>に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2.前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができます。</p>	<p>(基準日)</p> <p>第11条 当会社は、<u>毎事業年度末日の最終の株主名簿</u>に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2.前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができます。</p>
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第14条 当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告および計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p>	<p><u>(削除)</u></p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2.当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務</p>

	<p><u>省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p>
(議事録)  第17条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。  2.株主総会の議事録は、その原本を決議の日から10年間本店に備え置き、その謄本を5年間支店に備え置く。	(議事録)  第17条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。  2.株主総会の議事録は、その原本を決議の日から10年間本店に備え置き、その謄本を <u>決議の日から</u> 5年間支店に備え置く。
(監査役の選任)  第34条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。  2.監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。  (新設)	(監査役の選任)  第34条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。  2.監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。  3. <u>当会社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u>  4. <u>補欠監査役の選任の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開催の時までとする。</u>  5. <u>補欠監査役の選任決議の定足数は、本条第2項の規定を準用する。</u>
(新設)	
(新設)	

(新設)	<p><u>(附則)</u></p> <p><u>1. 定款第 14 条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款 第 14 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>
------	--

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022 年 6 月 21 日（火）

定款変更の効力発生日 同 上

上記の内容につきましては、2022 年 6 月 21 日開催の定時株主総会において承認可決されることを条件といたします。

以上